

不審電話に関する事例

事案①

10月4日（火）午前10時30分ごろ、えびの市在住の後期高齢者医療被保険者（83歳男性）宅に、えびの市役所の職員のスガと名乗る男から電話があった。「平成23年度分の還付金が2万円あるので銀行口座を教えてください。」との内容。「労金がある。」と答えたら電話が切れた。身に覚えはなかったが、手続きが必要だと思い来庁されたことにより本事案が判明した。

事案②

10月4日（火）午後0時15分ごろ、えびの市在住の後期高齢者医療被保険者（79歳女性）宅に、市役所健康保険課のヤマダと名乗る男性の方から電話があった。この際、3年前に亡くなられた主人の名前である「〇〇さんのお宅ですよね？」と言われたので、不審に思われたという。

内容は、「平成22年度から25年度にかけての医療費の還付金の申請についての文書が届いたと思うが、9月30日で期限が過ぎた。どうされるお考えか」。とのこと。

連絡者が、①いつ頃の文書か、②還付金額はいくらか、③いつ頃の診療分なのか、④申請書の再発送はしてもらえるかなどを尋ねたところ、相手方からは、①2月5日前後に出したものの②24,628円③文書に書いているのでそちらを確認してもらいたい④再発送はできないとのことだった。

その後、連絡者が「お宅の課長さんはなんと言う方ですか。」と尋ねたところ、電話を切られたという。

そこで、市役所健康保険課にヤマダという職員がいるかを確認するために連絡をされたため、事案が発覚したものである。

事案③

10月17日（月）午前11時30分ごろ、えびの市在住の後期高齢者医療被保険者（91歳男性）宅に、「保険税を2万円強支払い過ぎている。払戻し期限がきており書類を銀行に渡さないといけないので、口座番号を教えてください。」と被保険者に連絡があった。

被保険者はキャッシュカードの番号を伝えたが不審に思い、「〇〇〇（退職した市職員）という職員を知っていますか。」と問うと電話を切ってしまったという。

事案④

9月28日（水）午後0時30分頃、都城市在住の後期高齢者医療被保険者（78歳男性）宅に、市役所保険年金課の〇〇と名乗る職員（名前は聞き取れなかった。）から「平成27年11月に案内した高額療養費の払戻し（20,000円程度）の申請がなされていない。申請は9月15日までだった。緊急の連絡をする場合があるので、携帯電話の番号を教えてほしい。」と言われ教えた。

利用している金融機関を聞かれ、「10分後にその金融機関から電話がある。」と告げられ、電話は終了。その後、金融機関からの連絡はない。

事案⑤

10月5日（水）午後1時頃、日南市在住の後期高齢者医療被保険者（79歳男性）宅に、市役所の職員を名乗る男性から「保険料の還付金が5年間遡って、2万8千円ある。締切りが3月31日だったので、すぐに通帳を持って銀行に行くように。」という内容の電話があった。「払いすぎた保険料は口座へ振り込んでもらうようすでに手続きしている。」と答えると、いきなり電話を切られたとのこと。保険料や高額

療養費の払戻しがないことが確認され、本事案が判明した。
本人も不審に思い連絡したとのことであった。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）